

健康福祉常任委員会会議記録（概要）

令和6年9月6日（金）

開 会（午前9時0分）

【議 事】

○議案第96号「所沢市立こぼと児童館の指定管理者の指定について」

○議案第97号「所沢市立つばき児童館の指定管理者の指定について」

○議案第98号「所沢市立すみれ児童館の指定管理者の指定について」

○議案第99号「所沢市立わかば児童館の指定管理者の指定について」

川辺委員長

議案第96号から議案第99号までについては、関連しているため、一括議題としてよろしいか。

（委員了承）

【補足説明】 な し

【質 疑】

中井委員

今回、指定管理制度が始まって10年で3回目の指定管理者の選定だったと聞いているが、こぼと児童館、つばき児童館、すみれ児童館、わかば児童館について、1回目と2回目の指定管理者の応募団体数を伺う。

榎本青少年課

手元に資料がないので、お答えできません。

長

中井委員

団体ごとの職員の定着率を伺う。

榎本青少年課

こぼと児童館の指定管理者である公益財団法人埼玉YMCAが6

長

0%、つばき児童館の指定管理者である株式会社明日葉が67%、すみれ児童館の指定管理者である社会福祉法人光輪会が67%、わかば児童館の指定管理者である株式会社コマームが75%となっています。

中井委員

非常勤職員の時給は把握しているか。

榎本青少年課

指定管理者が常勤職員や非常勤職員を雇用しており、事業所ごとの給

長

与体系になっているので、こちらでは把握していません。

中井委員

最低賃金を下回っていないことを確認しているのか。

榎本青少年課

確認しています。

長

山口委員

5月10日に業務説明会を開催し、参加団体が10団体となっているが、団体名を教えてください。

榎本青少年課
長

一般的な入札にどのような業者が参加したかというのは、公開できる情報なのか、非公開の情報なのかというのは、この場では判断できないので、回答は控えさせていただきます。

赤川委員

業務説明会に参加した10団体は、ほぼ同じようなところが来ているのか。

榎本青少年課
長

現指定管理者の団体や過去に申し込んだことのある団体など、ある程度、所沢市の児童館の様子が分かっている団体が説明会に来ている状況です。

赤川委員

今回のこぼと児童館のように、選定における参加団体が1団体というところが出てきたが、このような競合していない傾向というのはどのように考えているか

榎本青少年課
長

競合するかしなないかは事業者の判断ですので、こちらでの細かい分析は難しいところですが、今回競合しているところは株式会社が運営しており、割と全国展開しているので、同業種の株式会社であれば競合できると考えたのではないかと思います。逆に地元に着している団体ですと地元と結びつきが強いというところから、なかなか競合が難しいと考える傾向があると思います。

赤川委員

1 応募団体は地元と密着し、それなりの仕事をしているということを他の参加団体も情報的に持っていて、それだけ密着した仕事を今回の選定団体はしていると、そういう評価ということでよいか。

榎本青少年課

長

事業者の評価ですので、こちらでどのように評価したかどうかというのは、お答えするのは難しいところです。

中井委員

もともと指定管理を導入した目的というのは、競争原理が働いて、サービスが向上していくということだったと思う。1回目、2回目の団体人数がどれくらいで競合されたのかが分からないと何だが、やはりちょっとずつ指定管理の競争原理が失われてきているのではないかという感覚を感じている。このまま指定管理を続けていくメリットをどのように考えているのか。

榎本青少年課

長

5年ごとに選定を行うということは、仮に競合がなかった場合でも、その度に一定の評価を受けるということがあります。評価を委員会の中で点数をつけたときに、ある程度の点数がつかないと選定が認められないというケース、今回は75%ということがありますので、団体のほうでは5年ごとに評価を受けるということで、日々の業務の運営などに工夫や改善がありますので、メリットとしてはそういうことがあるかなと思います。

中井委員

指定管理は5年ごとに評価していくというのがあるが、指定管理でなくても、普通に毎年のように評価していけると思う。直営にしても、内部での評価ということになってしまうかもしれないが、評価や何かあった場合に改善していくという形にしていくのは、指定管理でなくてもできるのではないか。それとも、指定管理でないとできないものなのか。

榎本青少年課
長

評価自体は指定管理でなくてもできると思いますが、児童館を含めた公の施設というのは直営か、指定管理のどちらかというように、地方自治法上になっておりまして、専門的な知識を持った職員が安定的に運営できる、あるいは専門性を発揮できるという意味では、指定管理で専門の事業者がある程度の期間、運営するというのが望ましいのではということ、指定管理者制度を採用しています。

中井委員

指定管理者の会社のほうでは、専門の知識や能力をつけていけると思うが、今回は応募が1団体しかないというところで、そこで大きな問題が起きたときに、どこも応募してこれない。そうなったら、やはり市の職員が運営していかなければならない事態も起こり得ると思う。そのときに職員がノウハウを知らないとか、どのようにやっていったらいいかわからないといった状況になる可能性があるのではと危惧する。そういうときに、市の職員もそのノウハウを身につけていくことは、継続させていくために必要なものだと思う。全て指定管理者に任せきりというの

はどうかと思うが、職員も身につけていかなければならないという点では、どのように考えているのか。

榎本青少年課
長

青少年課には保育士もいまして、現場のことを熟知した者もおりますので、仮にどこかの施設の指定を解除といった場合でも、ある程度対応できる職員もおりますし、ノウハウもある程度はあると思います。

小池こども未
来部次長

今の質疑は指定管理の是非についてかと思いますが、指定管理につきましては、ガイドラインがあり、経営企画部で所管していますが、ガイドライン上で、一度指定管理を導入した施設は原則としてそれを継続するといった決まりがあります。そういった指定管理の是非を問うような質問でありますと、できればそちらのほうで議論していただければと思います。我々としては、青少年課長が答弁したとおり、何かがあったときの体制を考えて事業を進めておりますけれども、それ以上に、これは考え直すべきではないかということであれば、そうしたルールがあるということをお知らせいただければと思います。

赤川委員

個別の選定について伺う。つばき児童館で今回選定された業者についてだが、指定管理者選定委員会の会議録を見ると、選定された株式会社明日葉と同所在地で同じ代表取締役の会社が入札参加資格が停止になっているということで、資本関係はないと言っていたが、選定委員会でも

大丈夫なのかという話が出ていた。入札参加資格が停止になった理由は選定委員会で出たのか。会議録に載っていなかったが、それについて何か答えられるか。

小池こども未来部次長 選定の際にその件も確認はしておりまして、問題がない旨の確認ができています。

赤川委員 問題がないということだが、資本関係はないとは言え、まるきり同じ会社の可能性もあるとは思いますが、その辺は調べたのか。

小池こども未来部次長 今問題ないと申し上げたのは、先方が言っているのではなく、手続上そこが指名停止の対象となるかどうか、手続き上の話であって、手続き上には問題がないと申し上げました。

赤川委員 実際、その会社は今まで選定されているところである。そこが何で入札参加資格停止になったのか、その理由は調べたのか。

榎本青少年課長 入札参加資格停止になったのは、葉隠勇進株式会社という会社ですが、つばき児童館の現在の指定管理者である株式会社明日葉というのは、もともと葉隠勇進という会社です。組織変更や名称変更して株式会社明日葉になってますので、過去に指定を取っている葉隠勇進と今話題の入札

参加資格停止になっている葉隠勇進株式会社は別法人です。非常に分かりにくいですが、以前議会でも話題になって説明はしていると思うのですが、今の株式会社明日葉が旧の葉隠勇進で、指名停止になっている葉隠勇進は、また違う葉隠勇進というふうに考えていただきたいです。

赤川委員

選定委員会で指摘されていた、代表取締役と所在地も同じではないかというのは、どこの会社と同じということなのか。

榎本青少年課
長

葉隠勇進と株式会社明日葉が、住所も代表者も一緒ではないかという指摘をいただいております。

赤川委員

それは、入札参加資格停止になっている葉隠勇進とは別の会社ということか。

榎本青少年課
長

もう一度ご説明させていただきますと、入札参加資格停止になっているのは葉隠勇進という会社ですが、今、株式会社明日葉という会社があるのは、明日葉がもともと旧葉隠勇進という会社であります。旧葉隠勇進が名称変更や組織変更がありまして、今は明日葉という名前で指定を取っているのですが、これは会社法とかに詳しい方ならお分かりいただけると思うのですが、明日葉自体はもともと葉隠勇進で、ずっとうちの児童館の指定を取っているのは同じところで、また別に葉隠勇進という会社が

できまして、それが今回入札参加資格の停止を受けた葉隠勇進ということ
とです。

赤川委員

別というのは、まるきり法人もそうだし、代表取締役も含めて全然違
う会社ということか。

榎本青少年課
長

代表取締役は一緒ですが、違う会社です。

赤川委員

聞きたかったのは、会社組織とか法律的なことを言っているのではな
く実質的な経営とかそういう意味で、選定委員会で指摘されているわけ
である。問題ないということだが、まるきり別会社と言っているが、代
表取締役は一緒である。

小池こども未
来部次長

赤川委員が言われているのは、代表取締役が一緒だと法人が基本一緒
なのではということでしょうか。法律で法人は別物だということが明ら
かで、代表取締役が一緒だとしても法人としては別の法人ということ
ですので、入札参加資格停止の影響を受けるかと言われれば、それは直接
的な影響は受けないというのが手続き上の話になります。赤川委員が言
われる趣旨が、代表取締役が一緒なんだから法人が違っても、基本同じ
会社である。だから、それが選定に影響を及ぼすのではないかというよ

うな趣旨の質問であれば、我々としては手続き上問題ないと考えておりますので、そこは分けて選定をしているという回答になります。

赤川委員 入札参加資格停止になった理由を把握しているのか。

榎本青少年課 理由につきましては、庁内に入札参加資格停止の通知がまわっておりますので、把握しております。

赤川委員 理由は何なのか。

榎本青少年課 葉隠数進は給食関係の会社ですが、給食関係のほうで談合があったと記憶しています。

赤川委員 分かりました。

【質疑終結】

【意見】

中井委員 日本共産党所沢市議団を代表して議案第96号「所沢市立こぼと児童館の指定管理者の指定について」から議案第99号「所沢市立わかば児童館の指定管理者の指定について」まで一括して意見を申し上げます。今回の議案第96号から議案第99号までは、児童館の指定管理につい

てでしたが、児童館の指定管理については考え直す時期にきているのではないかと考えます。

そもそも指定管理を始めた理由の1つが「競争原理が働くことでサービスが向上する」ということだったと思います。

しかし、今回、つばき児童館とわかば児童館については、選定された団体以外に応募してきたのは2団体と1団体、こぼと児童館とすみれ児童館については、1団体しか申し込みがなかったということで、当初考えていた競争原理が働いているかどうか疑問です。

また、子どもにとって最善の利益を保証するためには、児童館職員と児童の信頼関係を醸成することが大切であり、5年で別の職員に変わっていく可能性があることは望ましいことではないと思います。長く同じ団体が活動してほしいという思いは所沢市も同じだと思います。

よって、今後、直営に戻すことも視野に入れて再検討することを求め、賛成の意見とします。

【意見終結】

【採 決】

議案第96号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第97号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第98号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第99号については、全会一致、可決すべきものと決する。

休 憩 (午前9時27分)

※休憩中に協議会を開催

再 開 (午前9時40分)

○閉会中の継続審査申出の件について (特定事件)

川辺委員長

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

○閉会中の審査について

川辺委員長

子育て支援について、提言案をまとめていくことにご意義ありませんか。

(異議なし)

それでは委員会として提言を行うこととし、閉会中に委員会を開催し、委員の皆さんの意見を伺いながら正副委員長で提言案をまとめていきたいと思えます。

川辺委員長

日程については、10月10日(木)午前10時から、11月15日(金)午前10時から開催したいと思いますが、いかがですか。

(委員了承)

散 会 (午前9時42分)